

令和7年度（2025年度）第1回東海市環境審議会 次第

日 時 令和7年（2025年）8月5日（火）

午後2時から

場 所 東海市役所 501会議室

- 1 委嘱状交付
- 2 東海市環境審議会会長及び副会長の選任について
- 3 概要説明
- 4 報告事項
令和6年度（2024年度）大気測定結果
- 5 その他

東海市環境審議会・公害防止協議会の概要

1 環境審議会

(1) 概要

ア 市長の諮問に応じ、環境基本計画その他環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査及び審議する。

イ 環境の保全及び創造に関する重要事項について調査審議し、市長に意見を述べる。

ウ 委員数は19名（令和7年（2025年）8月現在）で、学識経験者、環境関係団体を代表する者、事業者を代表する者、関係行政機関の職員及び市内に住所を有する者で構成される。

(2) 任期

委嘱日から原則2年間

ア 市民公募以外の委員

令和7年（2025年）8月1日～令和9年（2027年）7月31日

※委員の途中交代があった場合は残任期期間とするもの

イ 市民公募委員

令和6年（2024年）6月1日～令和8年（2026年）5月31日

(3) 会議回数

例年の開催回数は1～3回程度

令和7年度（2025年度）は2回（8月、1月頃）を予定

(4) 会議時間

1時間から2時間程度

(5) 報酬

1回の出席につき8,000円

（この金額から所得税を差し引いた額を支給いたします。）

(6) 交通費

本市の規定に従い、委員様の住所（職場も含む）に応じて支給します。

2 公害防止協議会

委員は、環境審議会委員が兼務をするもの。

(1) 概要

愛知県及び東海市と、日本製鉄株式会社名古屋製鉄所、大同特殊鋼株式会社知多工場又は愛知製鋼株式会社との間で締結された公害防止協定書に基づき、企業の公害防止対策について調査するもの

(参考：公害防止協定書 第12条第2項)

市及び製鉄所（工場）は、地域住民の参加を得てこの協定に定める公害防止対策を円滑に実施するため、別に定める公害防止協議会を設置するものとし、この公害防止協議会は必要に応じて製鉄所（工場）における公害防止対策の実施状況について調査できるものとする。

(2) 任期

環境審議会と同じ

(3) 会議回数

年1回を予定 ※環境審議会と同日開催

(4) 開催方法及び会議時間

企業に対する立入調査 2時間程度（状況により会議形式となる場合あり）

※環境審議会の実施後に企業へ立入調査を実施するもの

○東海市環境基本条例

平成17年6月30日

条例第26号

改正 平成20年3月28日条例第10号

平成26年3月28日条例第6号

東海市環境基本条例をここに公布する。

東海市環境基本条例

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これが将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動が、市、市民及び事業者の責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に推進されることによって、持続的に発展することが可能な社会が構築されることを旨として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域における事業活動及び日常生活が環境に影響を及ぼすものであることを認識し、すべての事業活動及び日常生活において市、市民及び事業者の協働・共創により、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、並びに自然環境を適正に保全し、及び創造するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として地域の環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の策定等に係る指針)

第6条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 市民の健康が保護され、並びに環境が適正に保全され、及び創造されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存等が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全され、及び創造されること。

(3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、地域の特色を生かした快適な環境が創造されること。

(4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量による環境への負荷の低減が図られ、地球温暖化の防止等環境の保全及び創造に資すること。

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければ

ならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の方針

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、東海市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の環境の保全及び創造に関する意見を反映することができるよう努めなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共的施設の整備等の推進)

第10条 市は、環境の保全及び創造のための公共的施設の整備その他の事業を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育等)

第11条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等の充実により、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自発的な活動の促進)

第12条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う再生資源の回収活動、環境美化活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境情報の提供)

第13条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査研究、監視等)

第14条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査及び研究を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視等の体制の整備に努めるものとする。

(年次報告)

第15条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の報告書を作成し、公表しなければならない。

(国及び他の地方公共団体等との協力)

第16条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

(東海市環境審議会)

第17条 市長の諮問に応じ、環境基本計画その他環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、東海市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、環境の保全及び創造に関する重要事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員19人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 環境関係団体を代表する者
- (3) 事業者を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市内に住所を有する者

- 5 市長は、前項の規定により市内に住所を有する者のうちから委員を委嘱しようとするときは、東海市審議会等の委員の公募に関する条例（平成16年東海市条例第11号）の定めるところにより、当該委員の公募を実施するものとする。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 第3項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 東海市環境審議会条例（平成8年東海市条例第20号）は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の東海市環境審議会条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項の規定により委嘱され、又は任命されている東海市環境審議会の委員（以下「旧委員」という。）である者は、この条例第17条第3項の規定により委嘱され、又は任命された東海市環境審議会の委員とみなし、その任期は、同条第5項の規定にかかわらず、旧委員としての委員の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成20年条例第10号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第6号）

この条例は、平成27年5月1日から施行する。

令和6年度（2024年度）大気測定結果について

市内の大気汚染状況は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類について、全測定局で環境基準に適合しました。しかし、光化学オキシダントについては、全測定局で環境基準に適合することができませんでした。

測定項目別の状況は、次のとおりです。

1 二酸化硫黄（SO₂） 表-1

市内5測定局の年平均値は、0.001ppm（令和5年度（2023年度）0.001ppm）でした。

環境基準は、平成13年度（2001年度）以降連続して、全測定局で適合しました。

2 二酸化窒素（NO₂） 表-2

市内6測定局の年平均値は、0.012ppm（令和5年度（2023年度）0.013ppm）でした。

環境基準は、昭和53年度（1978年度）以降連続して、全測定局で適合しました。

3 光化学オキシダント（OX） 表-3

市内4測定局の昼間（5時～20時）の年平均値は、0.032ppm（令和5年度（2023年度）0.030ppm）でした。

環境基準は、全測定局で適合しませんでした。

4 浮遊粒子状物質（SPM） 表-4

市内7測定局の年平均値は、0.015mg/m³（令和5年度（2023年度）0.015mg/m³）でした。

環境基準は、平成24年度（2012年度）以降連続して、全測定局で適合しました。

5 ダイオキシン類 表－5

市内2測定地点の年平均値は、 0.029 pg-TEQ/m^3 （令和5年度（2023年度） 0.040 pg-TEQ/m^3 ）でした。

環境基準は、測定を開始した平成12年度（2000年度）以降連続して、全測定地点で適合しました。

6 降下ばいじん 表－6

市内10測定地点の年平均値は、 $3.63 \text{ t/km}^2 \cdot \text{月}$ （令和5年度（2023年度） $3.67 \text{ t/km}^2 \cdot \text{月}$ ）でした。

降下ばいじんの環境基準はありません。

なお、加家公民館及び養父町公民館は移動測定局のため、市内平均に含みません。

※降下ばいじんに関するよくある質問と回答のホームページへの掲載について

本市では、降下ばいじんによる生活環境上の問題について、市民の皆さまから様々なご質問を受けています。

このため、市民の皆さまに、降下ばいじんの基本的な情報や市が行っている対策などについて、一層のご理解をいただくことを目的として、降下ばいじんに関するよくある質問と回答を整理し、ホームページに掲載しています。

<https://www.city.tokai.aichi.jp/kurashi/1001699/1001762/1008854/1008860/index.html>



表一 1 二酸化硫黄 (SO₂)

| 項目 測定局 | 令和6年度 (2024年度) 平均値 ppm | 測定時間 時間 | 環境基準との対比 | | 日平均値 の 2%除外 値 ppm | 環境基準 の 適 否 適○否● | 令和5年度 (2023年度) 平均値 ppm |
|-----------|---------------------------------|------------|--------------------------------------|---|-------------------------------|--------------------------|---------------------------------|
| | | | 1時間値 が0.1ppm を超えた 時間数 時間 | 日平均値 が 0.04ppm を超えた 日数 日 | | | |
| 名和小学校 | 0.001 | 8,589 | 0 | 0 | 0.003 | ○ | 0.001 |
| 市役所 | 0.001 | 8,596 | 0 | 0 | 0.004 | ○ | 0.001 |
| 富木島小学校 | 0.001 | 8,601 | 0 | 0 | 0.002 | ○ | 0.001 |
| 横須賀小学校 | 0.002 | 8,672 | 0 | 0 | 0.005 | ○ | 0.002 |
| 加木屋小学校 | 0.001 | 8,599 | 0 | 0 | 0.004 | ○ | 0.002 |
| 市内平均 | 0.001 | — | — | — | — | — | 0.001 |

表一 2 二酸化窒素 (NO₂)

| 項目 測定局 | 令和6年度 (2024年度) 平均値 ppm | 測定時間 時間 | 環境基準との対比 | | 日平均値 の 年間98% 値 ppm | 環境基準 の 適 否 適○否● | 令和5年度 (2023年度) 平均値 ppm |
|-----------|---------------------------------|------------|---|--|--------------------------------|--------------------------|---------------------------------|
| | | | 日平均値 が 0.06ppm を超えた 日数 日 | 日平均値 が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日 日 | | | |
| 名和小学校 | 0.011 | 8,590 | 0 | 1 | 0.024 | ○ | 0.012 |
| 上野公民館 | 0.012 | 8,668 | 0 | 1 | 0.025 | ○ | 0.013 |
| 市役所 | 0.011 | 8,594 | 0 | 0 | 0.023 | ○ | 0.012 |
| 横須賀小学校 | 0.013 | 8,648 | 0 | 0 | 0.024 | ○ | 0.014 |
| 加木屋小学校 | 0.011 | 8,485 | 0 | 0 | 0.026 | ○ | 0.012 |
| 名和町吹付 | 0.015 | 8,597 | 0 | 0 | 0.029 | ○ | 0.017 |
| 市内平均 | 0.012 | — | — | — | — | — | 0.013 |

表一3 光化学オキシダント (OX)

| 項目 測定局 | 令和6年度 (2024年度) 平均値 ppm | 昼間 測定時間 時間 | 環境基準との対比 | | 環境基準 の 適否 適○否● | 令和5年度 (2023年度) 平均値 ppm |
|-----------|---------------------------------|------------------|-------------------------------|--|-------------------------|---------------------------------|
| | | | 1時間値が0.06ppmを 超えた時間数 時間 | | | |
| 上野公民館 | 0.033 | 5,423 | 235 | | ● | 0.031 |
| 市役所 | 0.034 | 5,421 | 363 | | ● | 0.032 |
| 横須賀小学校 | 0.029 | 5,432 | 159 | | ● | 0.027 |
| 加木屋小学校 | 0.034 | 5,426 | 409 | | ● | 0.032 |
| 市内平均 | 0.032 | — | — | | — | 0.030 |

※光化学オキシダントは、県内の一般環境大気測定局62局すべてで環境基準に適合しませんでした。

※昼間（午前5時～午後8時）の測定結果を環境基準の評価対象としている。

表一4 浮遊粒子状物質 (SPM)

| 項目 測定局 | 令和6年度 (2024年度) 平均値 mg/m ³ | 測定時間 時間 | 環境基準との対比 | | 日平均値 の 除外値 mg/m ³ | 日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日 が2日以上連続し たことの有無 有●無○ | 環境基準 の 適否 適○否● | 令和5年度 (2023年度) 平均値 mg/m ³ |
|-----------|---|------------|--|--|---------------------------------------|--|-------------------------|---|
| | | | 1時間値が0.20mg/ m ³ を超えた 時間数 時間 | 日平均値が0.10mg/ m ³ を超えた 日数 日 | | | | |
| 名和小学校 | 0.014 | 8,674 | 1 | 0 | 0.032 | ○ | ○ | 0.014 |
| 上野公民館 | 0.017 | 8,687 | 0 | 0 | 0.040 | ○ | ○ | 0.017 |
| 市役所 | 0.014 | 8,681 | 0 | 0 | 0.032 | ○ | ○ | 0.013 |
| 富木島小学校 | 0.015 | 8,686 | 0 | 0 | 0.034 | ○ | ○ | 0.015 |
| 横須賀小学校 | 0.016 | 8,689 | 0 | 0 | 0.034 | ○ | ○ | 0.017 |
| 加木屋小学校 | 0.014 | 8,688 | 0 | 0 | 0.031 | ○ | ○ | 0.014 |
| 名和町吹付 | 0.016 | 8,614 | 0 | 0 | 0.035 | ○ | ○ | 0.016 |
| 市内平均 | 0.015 | — | — | — | — | — | — | 0.015 |

表一5 ダイオキシン類

| 年度 測定点 | 令和6年度 (2024年度) | 環境基準の適否 | 令和5年度 (2023年度) |
|-----------|-----------------------|---------|-----------------------|
| | pg-TEQ/m ³ | 適○否● | pg-TEQ/m ³ |
| 名和小学校 | 0.030 | ○ | 0.048 |
| 消防本部 | 0.028 | ○ | 0.032 |
| 市内平均 | 0.029 | — | 0.040 |

表一6 降下ばいじん (平均値)

| 年度 測定点 | 令和6年度 (2024年度) | 令和5年度 (2023年度) |
|----------------|----------------------|-------------------|
| | t/km ² ・月 | |
| 一番畑保育園 | 3.14 | 3.14 |
| 名和児童館 | 2.54 | 2.44 |
| 名和町吹付 | 3.41 | 3.38 |
| 名和東児童館 | 2.57 | 2.56 |
| 上野中学校 | 2.67 | 2.57 |
| ソラト太田川 | 4.00 | 4.10 |
| まなぶん横須賀 | 8.44 | 7.49 |
| 養父児童館・養父健康交流の家 | 4.11 | 4.83 |
| 横須賀中学校 | 3.19 | 3.38 |
| 三ツ池保育園 | 2.24 | 2.79 |
| 市内平均 | 3.63 | 3.67 |
| 加家公民館 | 4.02 | 4.06 |
| 養父町公民館 | 7.38 | 7.16 |

* 加家公民館及び養父町公民館は移動測定局のため、市内平均には含まない。

大気汚染に係る環境基準

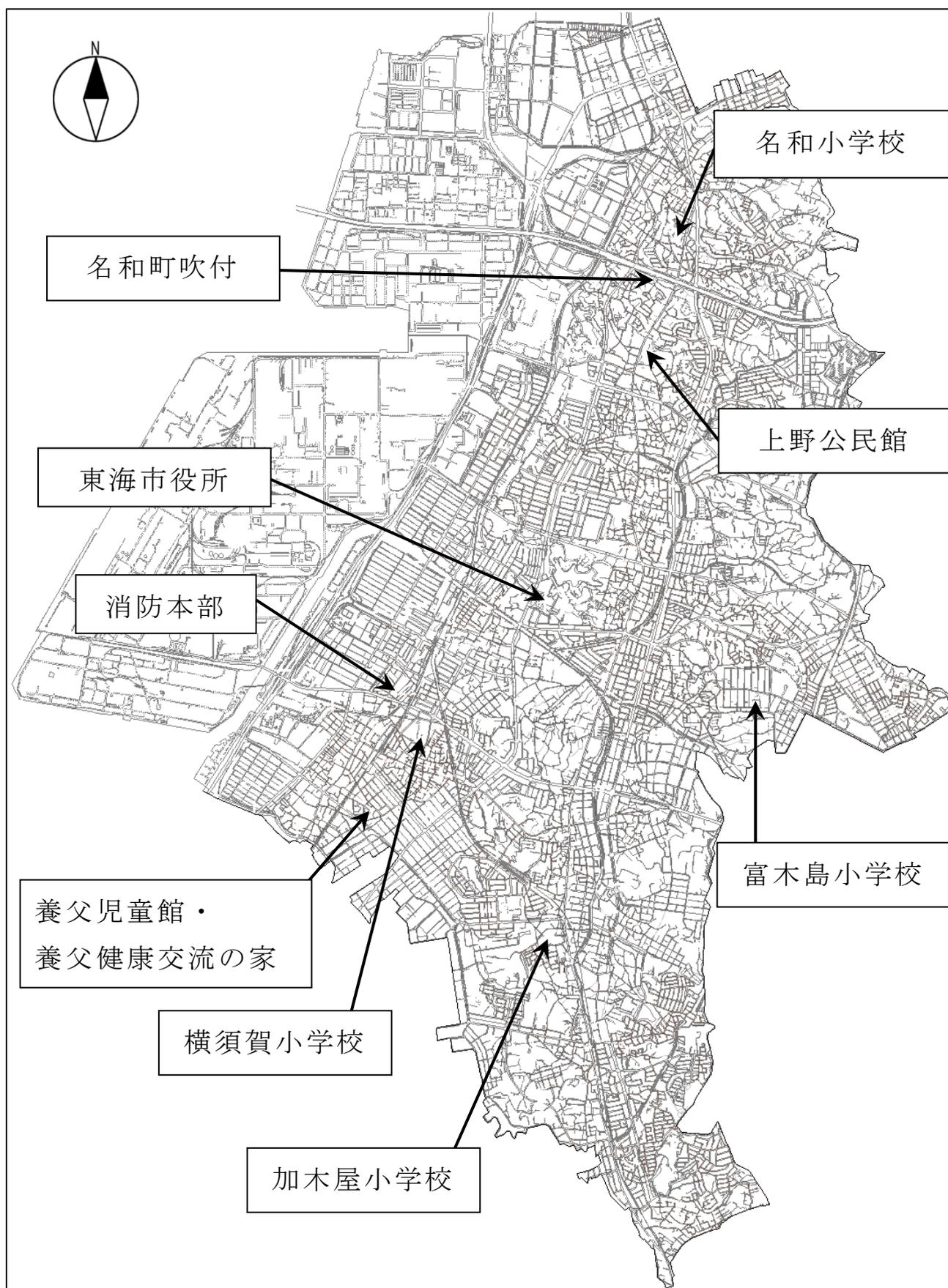
| 項目 物質名 | 環境基準 | 評価方法 |
|-------------------------------|---|--|
| 二酸化硫黄 (S O ₂) | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 | 1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。 |
| 二酸化窒素 (N O ₂) | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 | 年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が0.06ppm以下であること。 |
| 光化学オキシダント (O X) | 1時間値が0.06ppm以下であること。 | 年間を通じて1時間値が0.06ppm以下であること。ただし、5時から20時までの昼間時間帯について評価する。 |
| 浮遊粒子状物質 (S P M) | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 | 1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。 |
| ダイオキシン類 | 年間平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。 | |

・測定項目（令和6年（2024年）3月31日現在）

| 測定項目 | | 二酸化硫黄 | 窒素酸化物 | オキシダント | 浮遊粒子状物質 | 降下ばいじん | 重金属 | 風向・風速 | ダイオキシン類 |
|--------------------|-------|-------|-------|--------|---------|--------|-----|-------|---------|
| 測定局及び測定地点 | | | | | | | | | |
| 名和小学校 | 名和町 | ◎ | ◎ | | ◎ | | ◎ | ◎ | ◎ |
| 上野公民館 | 名和町 | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | |
| 市役所 | 中央町 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | ◎ | ◎ | |
| 富木島小学校 | 富木島町 | ◎ | | | ◎ | | ◎ | ◎ | |
| 消防本部 | 高横須賀町 | | | | | | | | ◎ |
| 横須賀小学校 | 高横須賀町 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 加木屋小学校 | 加木屋町 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | ◎ | ◎ | |
| 一番畑保育園 | 名和町 | | | | | ◎ | | | |
| 名和児童館 | 名和町 | | | | | ◎ | | | |
| 名和吹付局 | 名和町 | | ◎ | | ◎ | ◎ | | ◎ | |
| 名和東児童館 | 名和町 | | | | | ◎ | | | |
| 上野中学校 | 名和町 | | | | | ◎ | | | |
| ソラト太田川 | 大田町 | | | | | ◎ | | | |
| まなぶん横須賀 | 養父町 | | | | | ◎ | | | |
| 養父児童館・ 養父健康交流の家 | 養父町 | | | | | ◎ | | ◎ | |
| 横須賀中学校 | 高横須賀町 | | | | | ○ | | | |
| 三ツ池保育園 | 加木屋町 | | | | | ◎ | | | |
| 加家公民館 | 東海町 | | | | | ◎ | | | |
| 養父町公民館 | 養父町 | | | | | ◎ | | | |

注) ◎印は東海市による測定。○印は愛知県による測定。

- ・測定地点（大気汚染自動監視測定局、浮遊粒子状物質中の重金属、ダイオキシン類）



・測定地点（降下ばいじん測定地点）

